

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請について

大阪市福祉局 生活福祉部  
自立支援課  
R4.6

## 1、申請受付等について

### (1) 受付時間について

受付時間：9時から12時15分、13時から17時30分

### (2) 申請から認定までの流れ（基本的な流れ）

申請を受理した日から可能な限り速やかに認定します。

### (3) 申請方法について

- ・郵送による場合は、下記までご送付ください。

※なお、送付に際しては書留等紛失の恐れのない方法でご送付ください。

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課

就労訓練事業認定担当 あて

- ・来庁して提出する場合は、必ず事前に電話にて予約をお願いします。

（予約されていない場合、受付できない場合もありますのでご注意ください。）

### ◇申請予約等問合せ先

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課

TEL 06-6208-7959

祝祭日を除く月曜日～金曜日

9時から12時15分、13時から17時30分 までの間をお願いします。

## 2、認定申請について

申請にあたっては、「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成 27 年厚生労働省令第 16 号第 21 条）第 2 1 条各号に規定する就労訓練事業の認定基準を満たすことが必要です。

認定申請を行う前には、認定基準と当該基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発第 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）を併せてご確認ください。

### （1）認定について

就労訓練事業の認定は、大阪市内に事業所を設置する法人に対して行います。

### （2）認定の対象について

認定は、事業所ごとに行います。ただし、同一法人が、大阪市内に立地する複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合は、複数の事業所をまとめて申請することができます。

申請書の作成方法等については、記入例にてご確認ください。

### （3）認定基準の内容については、以下のとおりです。

＜就労訓練事業者に関する要件＞

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。  
※例えば、就労支援体制、訓練や支援付雇用における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
  - エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - キ 破産者で復権を得ない者
  - ク 役員のうちにあからきまでのいずれかに該当する者がある者
  - ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

<就労等の支援に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げることを行うこと。
  - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
  - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援等の支援について必要な措置を講じること。

<安全衛生に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

<災害補償に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）の就労訓練の際に発生した災害の補償について、必要な措置を講じること。

### 3、認定申請に必要な書類と留意事項について

#### (1) 必要な書類について

認定申請の手続きに必要な書類は、以下(①及び②)のとおりです。

#### ① 生活困窮者就労訓練事業認定申請書(様式第二号)

- (ア) 就労訓練事業を行う者(申請者)の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (オ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ク) 就労訓練事業の定員の数

※ただし、定員10名以上で行う場合は、事業開始の日から一月以内に、第二種社会福祉事業開始届(認定生活困窮者就労訓練事業(10名以上の定員を設定する事業所))の提出が必要。

- (ケ) 就労訓練事業の内容
- (コ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

#### ② 添付書類

(社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人は1～5の添付は不要です。)

添 付 書 類	要 件 等
1. 法人の全部事項証明書(原本) ※発行日より、3か月以内の証明書	(ア) 法人格を有すること
2. 事業所の平面図及び写真 (写真は、事業所の外観や就労訓練等が行われる場所) 3. 事業所の概要がわかる書類及び法人等の組織図 4. 直近の貸借対照表又は収支計算書の写し	(イ) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること
5. 就労訓練事業を行う者の役員名簿	(ウ) 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
6. 誓約書(要綱様式第2号)	(エ) 誓約書1～8を確認後誓約すること。 3については、情報公開の方法を記載すること (※ 別添記入例を参照してください)
7. 必要があると認めた場合、別途指示します	(オ) その他都道府県知事等が必要と認める書類

(2) 申請書類作成にあたっての留意事項

申請書類の大きさは、特段の定めがない限り、A4サイズ（日本工業規格A4列4番）としてください。

様式の使用に際しては、それぞれのページを片面ずつ（誓約書は、両面）コピーして使用してください。（写真は、A4用紙に貼付してください。）

(3) 申請書等の補正

申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、申請者は、大阪市の指示に従って速やかに補正してください。すべての補正が完了した後、認定に係る手続きを行います。

(4) 認定及び情報の公開等

申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。

この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書を送付することにより、認定を行った旨を通知し本市のホームページ等で情報を公開いたします。

なお、認定以降市の担当者等が、事業所に連絡を取ってお伺いさせていただくことがあります。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書を送付します。

(5) 認定の取消

認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消します。

(6) 報告徴収

法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることがあります。

(7) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第2種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、市長宛へ所定の事項を届け出てください。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

4、事業開始後（事業変更の届け出）について

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、3（1）の①に掲げる事項（3（1）①（オ）から（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、3の（1）（オ）から（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については要綱様式第5号、事後届出事項については、要綱様式第4号）により、届け出てください。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別に変更の日から一月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届け出が必要ですので、市長宛所定の事項を届け出てください。

**記入例**（事業所が1か所の場合）

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

申請日をご記入  
ください

令和4年10月1日

大阪市長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地 大阪市〇区△町1-2-3  
名 称 社会福祉法人□□□  
代表者の職・氏名 理事長 大阪 一郎

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第1項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ) シャカイフクシホウジンシカクシカク 社会福祉法人□□□			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ( 111-0000 )			
		大阪市〇区△町1-2-3			
	法人の種別	社会福祉法人	法人所轄庁	大阪市	
	代表者の氏名	(フリガナ) オオサカ イチロウ 大阪 一郎			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ) シャカイフクシホウジンシカクシカク マルマルジギョウシヨ 社会福祉法人□□□ ●●事業所			
	所在地及び連絡先	郵便番号 ( 999-8888 )			
		大阪市〇区××町4-5-6			
	責任者の氏名	(フリガナ) オオサカ ジロウ 大阪 二郎			
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数	就労訓練事業での定員の数 5名			
	内容	法人所有の農地での農耕作業、収穫物の販売			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ) オオサカ ジロウ 大阪 二郎			

社会福祉法人のみ記載

清掃作業や農耕作業等のように、活動範囲が複数の自治体区域にまたがる場合は、就労訓練事業が行われる事業所の所在地を管轄する自治体に申請してください。

就労訓練事業での定員の数

特段の資格要件を求めないこととしていますが、対象者の就労支援に関わるという業務の性格上、人事・労務管理やキャリア・コンサルティングについて一定の知識を持っている者であることが望ましいとされています。

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第10号)

記入例（事業所が複数の場合）

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

令和4年10月1日

大阪市長 様

申請日をご記入  
ください

申請者

主たる事業所  
の所在地 大阪〇区市△町1-2-3  
名称 社会福祉法人□□□  
代表者の職・氏名 理事長 大阪 一郎

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第1項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ) シャカイフクシホウジンシカクシカク 社会福祉法人□□□			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ( 111-0000 ) 大阪市〇区△町1-2-3			
		電話番号	000-000-0000	FAX番号	111-111-1111
	法人の種類別	社会福祉法人	法人所轄庁	大阪市	
代表者の氏名	(フリガナ) オオサカ イチロウ 大阪 一郎				
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ) シャカイフクシホウジンシカクシカク マルマルジギョウシヨ 社会福祉法人□□□ ●●事業所			
	所在地及び連絡先	郵便番号 ( 999-8888 ) 大阪市〇区××町4-5-6			
		電話番号	777-000-0000		
責任者の氏名	(フリガナ) オオサカ ジロウ 大阪 二郎				
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数	就労訓練事業で 5名			
	内容	法人所有の農地での農耕作業、収穫物の販売			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ) オオサカ ジロウ 大阪 二郎			

社会福祉法人  
のみ記載

清掃作業や農耕作業等のように、活動範囲が複数の自治体区域にまたがる場合は、就労訓練事業が行われる事業所の所在地を管轄する自治体に申請してください。

就労訓練事業で  
の定員の数

特段の資格要件を求めないこととしていますが、対象者の就労支援に関わるという業務の性格上、人事・労務管理やキャリア・コンサルティングについて一定の知識を持っている者であることが望ましいとされています。

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第8号)



要綱様式第 1 号（則第 20 条関係）

- 1 申請する事業所の数が複数ある場合は、2 か所目以降の事業所の情報を本様式に記入して、提出すること。
- 2 記入欄が足りない場合は適宜増やすこと。

生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ) シヤカイフクシホウジンシカクシカク サンカクサンカクジギョウシヨ 社会福祉法人□□□ ▲▲事業所		
	所在地 及び連絡先	郵便番号 ( 888-9999 ) 大阪市〇区△△町6-5-4		
		電話番号	777-777-777	FAX番号
	責任者の氏名	(フリガナ) オオサカ サプロウ 大阪 三郎		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数	就労訓練事業で 3名		
	内容	法人所有の農地での農耕作業、収穫物の販売		
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ) オオサカ サプロウ 大阪 三郎		

(※)生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ)		
	所在地 及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ)		

(※)生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

記入例

誓約書

令和4年10月1日

大阪市長 様

申請日の記入をお願いします。

申請者

主たる事業所の所在地 大阪市〇区△町1-2-3  
名称 社会福祉法人〇〇〇〇事業所  
代表者の職・氏名 理事長 大阪 一郎

令和4年10月1日付で行った生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第1項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立相談支援事業の認定の申請に関する規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第21

情報公開の方法を記載してください。

- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講ずること（則第21条第1号ニ関係）。

- ・ 情報の内容：就労支援体制、訓練や受付け雇用における具体的な作業の内容、利用状況等
- ・ 情報公開の方法 HP（URL：<http://www.〇〇〇.■■■/△△>）  
その他具体的な方法（例）広報誌等

- 4 則第21条第1号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。

（参考）生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第21条第1号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 法第16条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条（風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者）
- (6) 更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (8) 第1号から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) (1)から（8）までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

裏面もあります。

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 22 条第 3 号関係）
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 22 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発第 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

2022年4月

生活困窮者就労支援制度ご利用者様 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
三井住友海上火災保険株式会社  
株式会社島本保険事務所

## 生活困窮者就労支援に係る保険のご案内

### 1. 生活困窮者就労支援に係る保険とは

本保険制度は、生活困窮者自立支援制度における就労訓練・就労準備支援事業等について、①事業に係る活動の利用者がその活動中に偶然な事故によりケガをされたされた場合、②利用者が事業参加中に第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合に事業実施主体が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行います。

### 2. 保険制度について

ボランティア・市民活動行事保険制度が受け皿となり、生活困窮者就労支援事業に係る参加者の傷害保険、事業実施主体の賠償責任保険の引受を行います。

※ボランティア・市民活動行事保険の規定を準用しますが、一部、生活困窮者就労支援事業独自の規定を定めております。

### 3. ご加入いただける方（加入申込人）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに登録されている団体（社会福祉法人、NPO法人、社団法人・財団法人、地方自治体）であり、就労訓練事業または就労準備支援事業（「自立相談支援事業」において、就労支援員等によるプランに基づくボランティア活動や就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、「就労準備支援事業等」を実施する団体。

（営利法人が事業の実施団体である場合）

営利法人が加入申込人としてご加入いただくことはできません。ただし、就労準備支援事業については、委託者である行政（自治体）が加入申込人になる場合には補償対象とします。

※行政（自治体）の加入となりますが社協の共催、後援、協力などは不要とします。

### 4. 補償の対象となる方（被保険者）

ケガの補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の利用者（参加者）

賠償責任の補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の実施団体となる法人、団体、自治体

### 5. 補償の対象になる活動

- ・都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「就労訓練事業」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動。
- ・自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動。

### 6. 参加者人数要件

○宿泊を伴わない事業

1名からご加入いただけます。「ボランティア・市民活動行事保険」の加入者要件である、最低加入人数（20名）は適用されません。

○宿泊を伴う事業

1名からご加入いただけます。

## 7. 行事区分

### ○宿泊を伴わない事業

ボランティア・市民活動行事保険の行事区分「A」を適用します。

※行事区分「B」、「C」に該当するような事業がある場合は、それぞれB、Cの保険料を適用します。

### ○宿泊を伴う事業

ボランティア・市民活動行事保険の料率を適用します。

## 8. 保険金をお支払いする主な事故例

### <就労訓練事業>

- ・参加者が就労訓練施設に自転車で向かう途中、交通事故に遭いケガをした。

(往復途上中の補償をセットした場合)

- ・就労訓練中、参加者が転倒しケガをした。
- ・就労訓練中、参加者が施設利用者(高齢者)を介助している最中に誤って転倒させてケガを負わせてしまい、実施団体である介護施設が損害賠償責任を負った。 など

### <就労準備支援事業>

- ・参加者が就労準備支援事業に向かう途中、駅の階段を踏み外して転倒しケガをした。

(往復途上中の補償をセットした場合)

- ・就労準備支援事業で農業体験中、参加者が鎌で指を切ってしまった。
- ・就労準備支援事業でPCを活用した集計業務を行っているときに、参加者が誤って水をこぼしてしまいPCを壊してしまった。実施主体であるNPO法人がPCの修理費などの損害賠償責任を負った。(PC本体の物理的損壊が修理の対象となり、データなどのソフトの損害は対象外) など

## 9. 事故発生時の報告

通常のボランティア・市民活動行事保険と同じ事故報告書を使用し、同様に事故発生時の報告をお願いします。事故報告後の流れはボランティア・市民活動行事保険に準じます。

## 10. その他の項目について

### ■その他の項目について

- ・補償内容
- ・保険料
- ・お支払いする保険金の内容
- ・本制度で対象外となる事業内容
- ・保険金をお支払いできない場合

ボランティア・市民活動行事保険と同内容となります。

## お問い合わせ先

制度運営	
大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 TEL: 06 (6762) 9631	(受付社会福祉協議会)
【取扱代理店】	【引受保険会社】
株式会社島本保険事務所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 TEL: 06 (6252) 4519	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第二課 〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1 TEL: 06 (6233) 1512

2022年度版 D2/ASG68 使用期限: 2023年3月31日

## 第二種社会福祉事業開始届

(認定生活困窮者就労訓練事業 (10名以上の定員を設定する事業所))

大阪市長 様

届出者 法 人 名 称

代表者の職・氏名

社会福祉法第2条第1項第1の2号に規定する第2種社会福祉事業を開始しましたので、同法第69条第1項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ届け出ます。

1 経 営 者 の 名 称 :

\_\_\_\_\_

2 主たる事業所の所在地 : 〒  
(法人本部)

\_\_\_\_\_

3 事業の種類及び内容 : 認定生活困窮者就労訓練事業(10名以上定員)

4 施 設 の 名 称 :  
(実際に訓練を行う場所)

\_\_\_\_\_

5 施 設 の 所 在 地 : 〒

\_\_\_\_\_

6 事業開始年月日 : 令和 年 月 日

7 添 付 書 類 : 定款 (又は変更申請中のもの) の写し  
生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写し

8 担当者氏名、連絡先 :

\_\_\_\_\_

電話

\_\_\_\_\_

## 第二種社会福祉事業変更（廃止）届

(認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所）)

大阪市長 様

届出者 法 人 名 称

代表者の職・氏名

社会福祉法第2条第1項第1の2号に規定する第2種社会福祉事業を変更（廃止）したいので、同法第69条第2項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ届け出ます。

1 経 営 者 の 名 称 :

\_\_\_\_\_

2 施 設 の 名 称 :

(実際に訓練を行う場所)

\_\_\_\_\_

3 施 設 の 所 在 地 : 〒

\_\_\_\_\_

4 変 更 ( 廃 止 ) 年 月 日 : 令和 年 月 日

5 添 付 書 類 : 下記、注意書き参照

6 担 当 者 氏 名、連 絡 先 :

\_\_\_\_\_

電話

\_\_\_\_\_

※事業変更の届けの場合は、

「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請について3（1）①」オからキまでに係る事項は、様式第4号（事前届出）の写し。それ以外の変更については様式第5号（事後届出）の写しを添付。

※事業廃止の届けの場合は、様式第6号の写しを添付。

※定員の設定を「10名未満」に変更する場合は「廃止届」の提出が必要です。